

平成 29 年 5 月 10 日
土 木 部

(仮称) 駒沢東自転車等駐車場の開設及び指定管理者の選定について

(付議の要旨)

(仮称) 駒沢東自転車等駐車場を整備開設し、区自転車条例の一部を改正するとともに、指定管理者を公募により選定する。

1 . 主旨

駒沢大学駅周辺は慢性的に自転車等駐車場が不足しており、唯一の施設である区立駒沢自転車等駐車場の収容率は 1 5 0 % を超えている。

このため、区自転車条例第 3 条第 1 項及び「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画中間見直し」に基づき、区立上馬地区会館の移転改築に伴い生じる跡地を有効活用し、(仮称) 駒沢東自転車等駐車場を整備する。施設管理は区自転車条例第 2 3 条に基づき、指定管理者により行う。

また、施設開設に合わせて、区自転車条例の一部を改正するとともに、指定管理者の候補者を公募により選定する。

2 . 施設の概要

(1) 施設名 (仮称) 駒沢東自転車等駐車場

(2) 所在地 世田谷区上馬四丁目 3 番 2 0 号 (別紙 1 参照)

(3) 概 要 (別紙 2 参照)

土地面積 3 4 2 . 7 5 m² (実測)

設 備 3 階建て (自転車用ラック、精算機、管理棟)

収容台数 自転車約 4 0 0 台

管理方式 有人管理及び警備会社による巡回管理
(2 4 時間運営)

運営方法 指定管理者による

整備費用 約 1 億 5 , 6 0 0 万円

(4) 開設日 平成 3 0 年 4 月 1 日 (予定)

3 . 指定管理者制度適用の理由、効果

既存の自転車等駐車場については、指定管理者制度を既に導入しており、管理経費の削減や利用者ニーズに対しての適切かつきめ細かな対応を行っている。当該施設についても同様の効果が見込まれるため、指定管理者制度を適用する。

4. 指定管理者の指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで(3年間)

他の自転車等駐車場の指定管理期間が平成33年3月31日までであり、次期指定管理期間を合わせることで効率的に管理運営するため5年未満とする。

5. 指定管理者の選定方法

区自転車条例の一部改正を条件として、指定管理者の指定に向け、公募により候補者を選定する。

6. 審査体制

(1) 選定委員会の設置

公募により申請団体から提出された事業計画等を選定基準に基づき審査し、指定管理者の候補者を選定するため、世田谷区立自転車等駐車場指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。

7. 選定基準等

区自転車条例第23条の2に定める選定基準に基づき選定を行う。

【選定基準】

区民の平等利用を確保した運営ができる。

区立自転車等駐車場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができる。

区立自転車等駐車場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有している。

8. 自転車条例の一部改正

区自転車条例第12条の別表第1に新設する自転車等駐車場(施設名、所在地)を追加する。

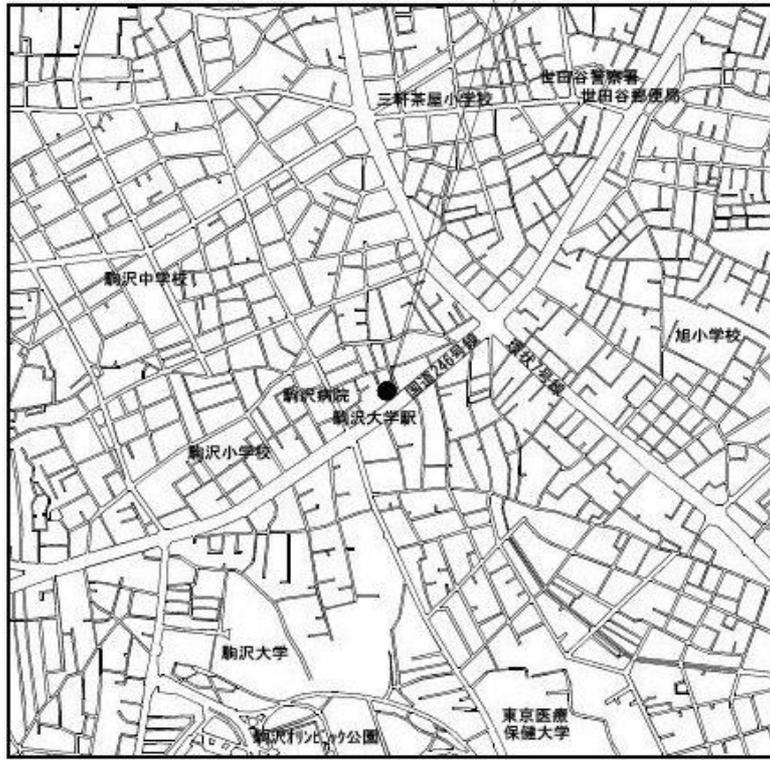
9. 今後のスケジュール

平成29年5月	公共交通機関対策等特別委員会報告(開設、選定方法)
6月	着工
6月~9月	公募及び選定
11月6日	政策会議報告(選定結果)
11月	公共交通機関対策等特別委員会報告(選定結果、条例改正)
	第4回区議会定例会提案(指定管理者等、条例改正)
平成30年3月	竣工
4月 1日	施設開設、指定管理者による管理開始

案内図

別紙1

区立駒沢東自転車等駐車場建設予定地
世田谷区上馬四丁目3番20号
世田谷区上馬四丁目793番-4.5



区立駒沢東自転車等駐車場建設予定地
世田谷区上馬四丁目3番20号
世田谷区上馬四丁目793番-4.5



(仮称) 駒沢東自転車等駐車場

一階平面図

